



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて  
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

**消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は  
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり  
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です**

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる  
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行かせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	63社
常用従業員	651人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	473人
電気工事士	214人
<b>防火設備検査員</b>	<b>74人</b>
(組合事務局・常勤職員2人)	

## 第 29 回通常総会

## 消防用設備等「適正な保守点検」の誓い！ 5/17(水)



**組合関係者、ご来賓など 50 名余が出席** 令和5年5月17日（水）16時30分、グランディエール・ブケトーカイ（静岡市内）大会場で、静岡県消防設備保守点検業協同組合（理事長、西川和宏）は、組合設立後29回目となる通常総会を開催（参加約50名余）しました。

また、第29回通常総会前には「第8回青年部会通常総会」、両通常総会後には「組合情報交換会（懇親会）」を開催。長かった新型コロナウイルス感染症との闘いも、令和5年5月8日（月）から感染症法上の扱いが季節性インフルエンザと同じ「5類へ移行」し「全国の新規感染者数の全数把握」も廃止されるなど、社会全体がアフターコロナへと歩み出した中での通常総会開催でした。

西川理事長は、総会冒頭の挨拶（上写真）で、消防用設備等の「適正な保守点検」を通じた火災予防の推進及び地域経済の活性化に、組合員一同、引き続き全力で取り組んでいくことを力強く宣言しました（令和5年度重点取組）。

**ご来賓から“地域をあげた応援”の言葉** ご多忙の中、ご出席していただいた錚々（そうそう）たるご来賓の皆様。その温かい応援の言葉は官公需適格組合への“地域をあげた応援の言葉”—— 城内実衆議院議員（組合情報交換会に出席）からは中小企業・組合関連施策や業法等、中沢公彦県議及び相坂摂治県議からは県民の声を代表して日夜を問わない保守点検業務への感謝と期待、また県危機管理部（滝部長代理）や経済産業部（平山経営支援課長）、県中小企業団体中央会（大谷事務局長）からは担当分野の取組や連携等についてお話をいただきました。組合員一同、ご来賓の言葉に改めて「適正な保守点検」への決意を新たにしました。

### 令和5年度重点取組

責務	消防用設備等「適正な保守点検」
普及	「法令遵守事項」に基づく積算
基本	共同受注・組合員配分の確保



左から  
城内実衆議院  
議員、中沢公彦  
県議、相坂摂治  
県議（敬称略）

(左から滝県危機管理部長代理、平山県経営支援課長、大谷県中小企業団体中央会事務局長)



## ★令和4年度事業報告・決算や令和5年度事業計画・予算、組合役員改選など！

定刻に開会した総会では、着実な成果（共同受注実績）をあげた令和4年度事業報告・決算、そして3つの重点取組(前述)を含む令和5年度事業計画・予算を全会一致で承認。また、2年に1度の組合役員改選では、西川理事長など理事6名の再任、監事2名の選任（宇式監事が退任（右中写真）佐野監事が新任）が行われました。

今、消防用設備等保守点検業界は、設備の高度化・専門化、機器等の経年劣化、国民生活の変容、現場点検資格者の確保困難や地域専門業者の衰退、社会全体で進むデジタル化（消防庁諸手続の変更等）のほか、平常時に発生した設備作動事案や現場作業員の被災など、大きな変化の真っ只中にあります。

組合が、組合設立以来、実施してきている「適正な保守点検」。

さらには、保守点検が「業(ぎょう)」として行われる国民生活実態に基づき、その業務を実際に行う事業者の立場から発する切実な声＝業法制定の提案。組合は、令和5年度も官公需適格組合として、その責務と役割を忘れず、社会経済情勢の変化に的確に対処していきます。

また、業法未制定等のため、実際に発生している消防用設備等保守点検業務(受発注)における諸課題には、令和5年度版「積算基準(右下写真)」の普及・活用等にしっかり取り組んでいきます。



### 令和4年度事業報告

#### 1 共同受注事業 - 静岡県や静岡市、浜松市等から共同受注 -

令和4年度も、地方自治法令や消防法令等に沿った一般競争入札等に参加し、静岡県や静岡市、浜松市等から「前年度並み共同受注」を確実に確保することができました。

#### 2 共同購入事業・あっせん事業 - 官公需適格組合活動の証(あかし) -

中小企業等協同組合法及び官公需法を踏まえ、組合員へ点検済証(ラベル)を販売提供。組合の点検済証は、所轄庁による監督・指導に裏づけられた、法律に基づく官公需適格組合活動の証(あかし)です。

#### 3 教育情報事業 - 様々な方法・ツールで発信する -

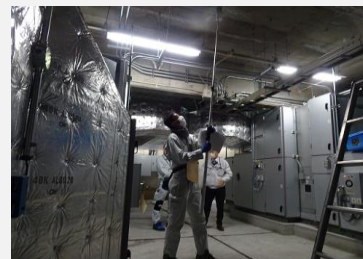
組合内外の情報共有は、組合の活動基盤です。組合だより(年4回)、組合HP(9月・1月更新)、組合ブログ(毎日更新)、一斉ファクス・メール、理事長通知文書、週末事務局レポート(情報関係者)など。

#### 4 共同宣伝事業 - 法令遵守の“適正な保守点検”を周知する -

事業目的を達成するために、一般競争入札の拡大、消防設備・防火設備の一括発注や法令遵守徹底の働き掛け等を行います。また、県・市町における公的な協同組合(官公需適格組合)の活用促進を目指します。

### 令和5年度事業計画

令和5年度は、共同受注、共同購入・あっせん、教育情報、共同宣伝の各事業を基本にして、重点取組として、①消防用設備等「適正な保守点検」、②「法令遵守事項」に基づく積算の周知・活用、③共同受注・組合員配分の確保に取り組めます(右写真は、組合が共同受注した施設の点検風景)。



第8回青年部会通常総会が、第29回通常総会に先立つ5月17日(水)午後、部会員の過半数を超える11名が出席し開催されました(右写真)。開会挨拶で、堀部成信会長は「令和4年度は、厳しい社会情勢の中で工夫して可能な取組の実施に努めた。令和5年度も、引き続き、青年部会活動への参加と協力をお願いしたい」と開会挨拶。その後、堀部成信会長が議長となって議案審議に入り、令和4年度事業報告・決算、令和5年度事業計画・予算等が原案どおり可決承認され閉会となりました。



◆◆◆ 理事会と会計監査 ◆◆◆

◆令和5年4月／会計監査 - 令和4年度決算 -

令和5年4月中旬の午後、昨年同様、組合事務所外に確保した会議室で、組合事務局は監事2名(宇式監事・土谷監事)による監査を、理事長及び総務担当副理事長同席のもと受けました。

長時間、会計帳簿や関係書類等を確認していただいた後、「適正に処理されている」との監査結果をいただきました。



◆令和5年4月／第1回理事会 - 総会開催案など -

4月12日(火)午後、組合事務所の会議スペースで令和5年度第1回理事会が全理事出席のもと開催されました(右写真)。

議題は、本決算報告、総会開催案、総会資料、消防用設備等保守点検業務(防火設備含む)積算基準等です。令和5年度共同受注状況(中間)や業法についても報告がありました。理事会では、夕方まで「保守点検の推進」、「法令遵守事項に基づく積算の仕組」等を中心に、組合の責務や組合活動の発展の見地から真剣な議論、審議が続きました。



◆令和5年6月／第3回理事会 - 上半期の総括、年度後半へ -

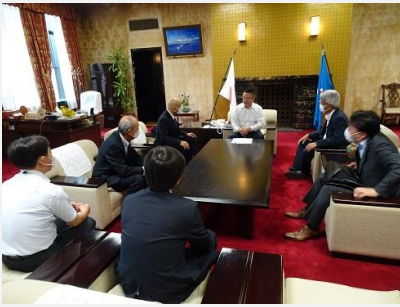
6月5日(月)午後の第3回理事会は、第29回通常総会後のできるだけ早い時期に、①具体的な組合活動スケジュールを詰めるとともに、②組合運営の諸事項について理事会方針をしっかりと相互確認しておくために招集されたものです。まず、①については、新型コロナ禍も沈静化しつつあり(業法等について)、いつ、どんな形で何を、どの機関・団体へ働き掛けるか等が審議さ

れました。また、県内の共同受注現場で起きている現実的な課題にも対処していくことを確認。積算基準冊子の増刷も決定されました。

②については、組合事務局が諸事項を報告するとともに、各理事からも情報提供があり組合としての基本方針を決定。

- ・ 議題1 平成5年度版「保守点検料金積算基準」冊子の配布について
- ・ 議題2 組合運営の諸事項について
- ・ 議題3 総務省消防庁への要請活動について
- ・ 議題4 組合設立30周年事業「社会貢献活動」について
- ・ 議題5 令和5年度共同受注活動 -中間報告-
- ・ 議題6 その他(監督官庁定例報告、登記、税申告及び納付等完了)
- ・ 会議資料 ; 令和5年度版・消防用設備等保守点検料金「積算基準」  
組合設立30周年事業・組合交流連携促進事業の関係資料  
令和5年6月以降のスケジュールなど

## ◆◆◆ 組合役員による挨拶回り(静岡県庁等) ◆◆◆



令和5年7月5日(木)、組合理事と幹事会社責任者(静岡市内)8名は、受注官庁や関係機関等へ挨拶回りを行いました。この時期の挨拶回り(恒例)は、西川理事長など組合役員が自ら関係先に出向き、「活動報告」と「共同受注業務を責任を持って完遂する決意」をお伝えするものです。

訪問先の皆様にとっては、県議会委員会や諸日程が立て込む大変お忙しい日だったにも拘らず、誠意をもって対応いただき心より御礼を申し上げます(左写真は中沢公彦県議会議長、次頁に訪問先写真)。 ➡

## 第29回通常総会「理事長挨拶」(全文)

令和5年5月17日(水)  
静岡県消防設備保守点検業協同組合  
理事長 西川 和宏

皆様こんにちは。本日は、当組合の令和5年度「第29回通常総会」に、ご多用中にも拘わらず、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、組合設立から29年目の総会に、毎年、ご出席いただいておりますご来賓の皆様に加え、衆議院議員で自民党県連会長の「城内実」先生には、国会のご都合上、この後の懇親会よりご出席いただけることになっております。また、「中沢公彦」県議におかれましては、5月19日開会予定の臨時県議会の県議会議長候補(次期議長選出で)に選ばれていると伺っております。錚々(そうそう)たるご来賓の皆様をお迎えできることを心から感謝し光栄に思いますとともに、引き続き、地域中小企業の振興、とりわけ専門業者の組合として喫緊の課題である「業法」制定の為に力添えを賜りたいと思います。私ども専門業者の組合員一同、火災予防、地域経済の活性化に「全力で当たれ！」と叱咤(しった)激励をいただいている、そう強く胸に受け止め、より一層、気を引き締めて邁進してまいる所存であります。



昨今の「消防用設備等保守点検業」の状況です。私は、今(いま)ほど、消防用設備・防火設備等の維持管理、保守点検が注目されている時は無いと思います。ご案内のとおり、建物など防火対象物、それに設置される消防用設備等は、日々、「高度化・専門化」及び「機器等の経年劣化」が進み、益々、専門知識や経験が必要とされる「重要な設備」に変貌しています。課題は山積(さんせき)しておりますが、最も深刻なのは「地域専門業者の衰退」が見られる中、県や市など各種消防用設備等の保守点検業務「入札参加」申請において、点検資格者が「一人以上居れば良い」とする委託契約が締結される場合が少なからず有ることです。こういった取扱いが「現場の点検資格者の育成」を困難にし、人手不足に拍車を掛け「現場力(げんぱりょく)の弱体化」を加速させています。

私ども協同組合は、平成6年7月、「明日(あす)の保守点検業界」を目指し、総合的な技術力・人材を必要とする大規模施設等の「保守点検の担い手」として貢献できるよう、15社の志(こころざし)ある防災専門業者で組合を設立しました。設立から29年——国から官公需適格組合の認定を受けた「静岡県知事・設立認可の協同組合」として、現在では組合員・63業者が雇用等する点検資格者及び防火設備検査員など約5百人の専門技術者によって学校施設等一括発注に対応する「資格者のみによる業務体制」を構築するとともに、経験豊富な現場専門従事者の育成・確保に努め消防法令など法令を遵守して「適正な保守点検」をひた向きに実施しております。また、組合員である業者は、官公庁施設だけでなく県内民間施設においても地域専門業者として地域の皆様に寄り添い、契約に基づき消防用設備・防火設備等の保守点検業務を実施しております。令和5年度以降も、組合は「適正な保守点検料金」による「法令遵守の保守点検」を徹底するため、7年振りに改定した「消防用設備等保守点検料金の積算基準」の普及及び活用に全力で取り組み、火災予防の推進に貢献してまいります。

そうした中、組合の理事長として特に申し上げたいのは、組合をご支援いただく「全ての皆様」に対する感謝とお礼です。消防法では設置と維持管理が義務づけられ「設置」には業法がありますが、「維持管理上の定期点検報告業務」については適正な業務執行を指導・監督する業法がありません。こうした極めて困難な競争を強いられる状況下で、組合活動を現場で支える「組合員企業や組合員個人事業者」、「その社員の皆様」。また、浜松市小中学校施設一括発注を受注し、さらに県庁や県立高等学校及び静岡市などからも一括発注を受注するなど、現在の協同組合の礎を築いていただいた「共同受注委員や受注担当の皆様」、「県や各市のご当局」をはじめ「組合事務局や様々な業務を担当される事務方の皆様」——こうした全ての皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

業界や組合を取り巻く環境は、未だかつてないほど厳しさを増しております。組合員及び関係の皆様におかれましては、組合活動へのご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、本日の総会の円滑な進行につきご協力をお願い申し上げます。理事長挨拶とさせていただきます。

(3)



- ・ 出野県副知事、森県副知事、県経済産業部長(秘書)
- ・ 県資産経営課、県教委事務局(高校教育課、財務課)
- ・ 県消防保安課、静岡市教委教育局(教育施設課)、静岡市産業政策課
- ・ 静岡市消防局、公益財団法人静岡県文化財団、静岡県中小企業団体中央会

※ 上記外訪問先 … 県設備課、会計指導課、経営支援課、地域産業課、県経営管理部、危機管理部、県教委事務局、同(教育施設課、特別支援教育課)、静岡市秘書課など

## 組合情報交換会 やっぱり対面式、情報交換で大いに盛り上がる 5/17(水)

令和4年度に引き続き、組合は総会終了後の組合情報交換会(懇親会)を開催しました。大勢(50名余)の参加、更に衆議院議員で自民党県連会長「城内実」先生のご参加・激励挨拶もあり、情報交換の会場は大いに盛り上がりました。——さて、来年(2024年)は組合設立30周年。平成6年(1994年)7月に地域の防災専門業者15社でスタートした協同組合は、29年余を経て「組合員63社・常用従業員651名、消防設備士など有資格者473名(令和5年4月末)」の組織になっています(下写真は左から城内衆議院議員、情報交換する出席者、開会挨拶をする西川理事長など)。



## 【事務連絡】共同受注業務における法令遵守等の徹底について（令和5年4月1日付）通知

組合は、令和5年4月1日付・理事長通知（全組合員あて事務連絡）「共同受注業務における法令遵守等の徹底について」を発出し、適正な保守点検の実践を組合内に徹底しました（写真は組合事務所）。

県内各地で、新型コロナ禍で自粛していた“地域の春祭り”が再開されるなど普通の日常が戻ってきた感のある新年度（令和5年度）の始まりです。（略）重ねて（略）共同受注における法令遵守等の徹底をお願い申し上げます。（略）現在の組合活動の基盤は、組合が行う点検業務に対する県・市等（の発注関係者）との信頼関係です。（略）

については、引き続き、下記事項の徹底を全ての組合員及び組合関係者に事務連絡します。現場点検において、また県・市等の発注関係者との業務において、県・市等（の発注関係者）との信頼関係を損なうことなく、更なる「信頼関係」の積み上げに努めてください。よろしく申し上げます。



### 記

- 1 お客様に信頼される適正点検の徹底
  - 2 有資格者点検の厳守
  - 3 点検結果報告書の確実な作成
  - 4 法令上又は役所等での確認が必要となる場合は、その確認を確実に実施
  - 5 点検結果報告書の記載事項に関する発注者側担当者との最終確認
  - 6 お客様との「報連相(ほうれんそう)」、組合内関係者との「報連相(同)」
- ※ 組合員必携(A4版1枚)添付

## 【統計データ（年度更新）】消防設備士と消防設備点検資格者の人数について

消防法第17条の3の3は、一定の防火対象物に設置された消防用設備等の点検は「消防設備士」又は総務省令（消防法施行規則第31条の6）で定める「消防設備点検資格者」でなければ出来ないと定めています。

組合では、昨年度に引き続き、消防用設備等点検報告制度を担う「消防設備士」と「消防設備点検資格者」に関する統計データを、消防庁「消防白書」等から拾ってみました（点検業者数「統計データ見つからず」は変わらず）。また、国家資格であり試験合格率28.6%～44.3%（※平成29年度実績）の消防設備士（甲種・乙種）、同じく国家資格であり3日間の講習を受ければ（※平成29年度実績で受講者の94.9%が）資格取得できる消防設備点検資格者——それぞれ従事可能な業務は【参考-3】参照（再掲）。

※ 消防設備士の試験合格率は一財・消防試験研究センターHP、消防設備点検資格者の受講者合格率は一財・日本消防設備安全センターHPから転載した。

【参考-1】消防設備士（全国）

資料出所(参考-1,2)；消防庁「消防白書」（人）

種別	特類	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	合計
甲種(工事、整備)	4,568	152,158	48,423	43,048	313,088	39,386	-	-	600,671
乙種(整備)	-	40,959	12,855	12,001	105,581	19,740	293,139	203,918	688,193
2022年3月末	4,568	193,117	61,278	55,049	418,669	59,126	293,139	203,918	1,288,864
2021年3月末	4,180	188,618	59,650	52,995	407,684	57,239	282,537	200,522	1,253,425
2020年3月末	3,995	185,626	58,627	51,896	399,901	56,068	274,963	197,825	1,228,901
2019年3月末	3,780	182,440	57,337	50,518	391,238	54,592	266,855	194,907	1,201,667
2018年3月末	3,515	178,927	55,994	49,022	382,896	53,114	259,207	191,957	1,174,632
2017年3月末	3,212	174,925	54,503	47,605	373,684	51,478	251,019	188,474	1,144,899
2016年3月末	3,047	171,334	53,254	46,339	364,486	49,951	243,612	185,324	1,117,347
2015年3月末	2,839	167,871	52,063	45,274	355,779	48,542	235,457	182,022	1,089,877

【参考-2】消防設備点検資格者（全国）（人）

上表（消防白書）；設備士の数は免状作成件数の累積である。

種別	特種(特殊消防用設備等)	第1種(機械系統)	第2種(電気系統)	合計
2022年3月末	762	166,549	156,861	324,172
2021年3月末	737	163,370	153,955	318,062
2020年3月末	727	161,049	151,683	313,459
2019年3月末	713	158,124	149,195	308,032
2018年3月末	700	155,221	146,517	302,438
2017年3月末	687	152,322	143,811	296,820
2016年3月末	672	149,422	140,994	291,088
2015年3月末	652	146,533	138,202	285,363

【参考-3】資格別可能業務

- ・消防設備士・甲種  
工事、整備、**点検**
- ・消防設備士・乙種  
整備、**点検**
- ・消防設備点検資格者  
**点検だけ**

※「組合だより」第44号、令和4年7月刊

## ◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

### ～ 民法改正・相隣関係 (2) ～



顧問弁護士 吉川 友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所  
静岡市葵区鷹匠 1-4-1 佐野ビル3階  
電話 054-205-2250  
FAX 054-205-2290

今回も、相隣関係の分野における民法改正（※）について、お話をさせていただきます。新しく建物を建築する場合など、そこで電気・ガス・水道等のライフラインを引き込む場合、他人の土地を使用したり、他人の土地上の設備を使用せざるを得ない場合があります。

しかし、改正前の民法では、このような場合に、他人の土地や他人の土地上に存在する設備を使用できるかどうかについて、全く規定されていませんでした。そのため、当該他人が土地利用等を承諾してくれない場合や当該他人が行方不明な場合、電気・ガス・水道等のライフラインを引き込むことができない事態も発生していました。

こういった事態を踏まえて、改正民法では、各種ライフラインを引き込むことができない土地所有者は、他の土地などにその引き込みのための設備を設置すること、他人が所有する設備を利用することが、できるようになりました（改正後の民法第213条の2の第1項）。なお、ここでいうライフラインには、明文中で示されている電気・ガス・水道だけでなく、電話・インターネット回線などの電気通信についても「その他これらに類する継続的給付」に含まれますので、こういった場合にも他人の土地等を利用できます。

但し、他の土地又は他人の所有する設備のために損害が最も少ない場所や方法を選択しなければなりません（改正後の民法第213条の2の第2項）。他方、自分が知らない間に自分の土地を利用されてしまう他人への配慮も必要となります。

この点について、改正民法は、他の土地等の所有者のため土地や設備を利用する場合には、事前に通知する義務を課しました（改正後の民法第213条の2の第2項）。また、他の土地に設備を設置する際、他人が所有する設備を利用する際に、損害を生じさせてしまった場合、償金や費用負担のルールが規定されました（改正民法第213条の2の第5項～7項）。

具体的には、①設備を設置したり、使用するために行う工事のために、一時的に土地を使用する際に生じた損害（→他の土地の工作物や木を除去したために生じた損害、一時的に設備の使用を停止したことによって生じた損害）、②設備の設置によって土地が継続的に使用できなくなることによる損害（→設備が土地に設置され、その場所の使用が継続的に制限されてしまうために生じる損害）が発生した場合には、賠償する責任があります。

※ 相隣関係に係る民法改正； 改正案可決は2021年4月21日、公布日は同年4月28日、施行日は公布後2年以内に施行となっています。

## 【報告】 常用従業員・有資格者調べ集計結果（令和5年4月末現在） “有資格者をしっかり確保！”

組合が、組合員の協力で毎年、実施している「4月末現在の常用従業員・有資格者調べ(令和5年4月末現在)」の集計結果がまとまりました。集計結果には、各組合員の有資格者確保の努力が現われています。（単位：人）

項目 年月日	正規従業員 (組合数)	うち有資格 技術者	消防設備士	点検資格者	電気工事士	自家発電 専門技術者	防火設備 検査員
2023. 4. 30	651 (63)	473	412	290	214	42	74
R5-R4	+ 6 (+2)	+19	+18	+20	+ 8	+ 1	▲ 3
2022. 4. 30	645 (61)	454	394	270	206	41	77
2021. 4. 30	640 (62)	441	388	261	191	38	74
2020. 4. 30	644 (60)	427	374	253	180	35	70
2019. 4. 30	600 (55)	400	352	251	162	30	69

### ○ 組合員の異動（お知らせ）；

【代表者変更】防災設備社(株)；萩内博志 → 金野 均 R5. 4. 20

【代表者変更】(株)SG防災テクノサービス；杉村一男 → 杉村友也 R5. 4. 28 確認

<敬称略>

【参考】中小企業庁（国）HPに最新「官公需適格組合」名簿！

- 1 官公庁の仕事を責任をもって履行できる協同組合であることを国が認定する制度が「官公需適格組合制度」です。認定の厳しい審査をはじめ、認定後も常に認定事実の維持状況を国が監督しています。
- 2 中小企業庁（国）HPには、令和5年3月末の官公需適格組合名簿が公開されており、全国の官公需適格組合数の把握だけでなく、都道府県別の各官公需適格組合のプロフィールを見ることができます。
- 3 全協同組合の約5%（事業協同組合に占める割合・右の全国データで算出）にも満たない「官公需適格組合」。官公需適格組合のより一層の活用促進が期待されます。

・官公需適格組合 R5年3月末(前年9月)

静岡県 - 48 (46) 組合  
全国 - 914 (918) 組合

・中小企業の基礎データ

企業数は全企業の99.7%(2016年)  
従業者数は全体の約70%(2016年)

・事業協同組合 R4年3月末

静岡県 743・全国 19,597 組合

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
鈴与技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	(有)季高防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)SG防災テクノサービス	杉村 友也	藤枝市田沼	054-637-1260	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	鈴与技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
鈴与技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	セルコ(株) 本社 掛川営業所 磐田営業所 湖西営業所	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557		高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
(株)セキュア	石神 利明	島田市金谷	0547-47-3100		鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210		藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島市中河町	0547-35-2001	TFサービス	古橋有一朗	浜松市中区	090-7617-8408
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)プラスチック	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
E. BOSAI	太田 悦由	浜松市浜北区	090-1563-5019	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	金野 均	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北澤 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラツ	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019				

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴与技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	佐野靖浩	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811